

緊急・重要なお知らせ

令和2年5月25日

事業主会員各位

労働保険事務組合
東京SR経営労務センター
会長 川崎 秀明



令和2年度労働保険料等の口座引落日又は振込期限の変更について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当センターの事業運営につきまして、格別のご支援とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年度労働保険年度更新手続の終了に伴う「労働保険料等納入通知書」につきましては、令和2年5月21日付けの文書「令和2年度労働保険年度更新手続終了のご案内」とともに、各事業主会員の皆さまに送付させていただいたところですが、今般、新型コロナウイルス感染防止対策の一環で、政府の措置として、本年度の労働保険料等の納付期限が約2ヵ月程度延長となったことに伴いまして、当センターの上部団体である（一社）全国労働保険事務組合連合会東京支部から、下記のとおり、労働保険料等の口座引落日の変更又は振込期限の延長についての通知がありました。

すでに皆さまのお手元には、変更前の内容が盛り込まれた文書が届いているものと思いますが、本文書をもって日程変更のご了解を賜りますようお願い申し上げます。

連日、新型コロナウイルス感染防止対策等に取り組みながらの事業運営が続いているものと思われませんが、時節柄、くれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 口座引落を選択している事業主の皆様
第1期分口座引落日を令和2年6月22日（月）から

令和2年7月31日（金）に変更

- 2 当センターへの振込みを選択している事業主の皆様
第1期分振込期限を令和2年6月22日（月）から

令和2年7月31日（金）に変更

※送付済みの文書に同封いたしました「振込依頼書」の納期は、令和2年6月22日となっておりますが、再発行いたしませんので、金融機関の窓口を利用して振込みを行う場合は、本文書を窓口にご提示いただき、納期が変更となった旨、窓口のご担当者にお伝えください。

（用紙はそのままご利用いただけます。）